

## 玩具安全基準の改定(ST-2016 第2版)

平成30年5月30日開催の理事会において、ST基準第1部(機械的及び物理的特性)を次のように改定することを決定した。

### 1. 「球」の定義を次のように改定する。

#### 3.21 球(ボール)

通常、投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか、意図された(必ずしもそうでないものもある。)、球形、卵形又は楕円形の物体

### 2. 「対象年齢」の表示に関する要求事項を次のように改定する。

#### 7.1 通則

##### 7.1.1 経済主体・対象年齢 (略)

(文字の大きさは、7ポイント(JIS方式)(10級)以上とする。)

##### (1) (略)

##### (2) 対象年齢

対象年齢は、購入前に明確に確認できるよう、「包装」(パッケージ)に表示するものとする。

対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等は、別紙Ⅲに定める。

対象年齢の表示の無い玩具は、全年齢を対象としているものとして取り扱う。

### 3. 「別紙Ⅲ」を新規に追加する。

**別紙Ⅲ** 対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等(7.1.1(2))

#### 1. 対象年齢表示の構成

(1) 対象年齢の表示は、「対象年齢」の文言と年齢表記で構成する。

例:

対象年齢 3才以上

対象年齢  
3才以上

対象年齢 3才～

× 「3+」

#### (2) 表記方法

① 年齢表記はアラビア数字による。(漢字は使用しない。例 ✕「1才半から」)

② 年齢表記に使用する文字は「才」を基本とする。

なお、正式な漢字の「歳」を用いることを妨げるものではない。

(注)「才」は「歳」の略字であるが、小学校(低学年)で学習し子供も読めること、「歳」よりも識別が容易なことから広汎に定着している。

- ③ 年齢表記は、「年齢(才)」「月齢(ヶ月)」「又はその組合せ」で表示するが、明瞭で判読しやすいものであれば、「年齢(才)」は小数で表示しても良い。

例:「対象年齢 18ヶ月以上」「1才6ヶ月以上」「1.5才以上」

- ④ 「月齢(ヶ月)」の使用は、「48ヶ月」までとする。 例:「48ヶ月以上」

- ⑤ 対象年齢に「上限の年齢」と「下限の年齢」の両方を表示するときは、「下限の年齢」の表記は確定したものでなければならないが、「上限の年齢」は「頃」などの表示も認められる(ただし、乗用玩具を除く。)。

例:「対象年齢 2才～5才頃」 ×「2才頃～5才頃」

- ⑥ 「対象年齢」の文言は、「包装」の面積が小さい場合には省略しても良い。

例:「7才以上」

- ⑦ 「年齢」の文言は、略字「年令」を使用しても良い。

## 2. 対象年齢を表示する位置

- (1) 対象年齢を表示する位置は、「包装(パッケージ)正面の右上」を原則とする。

「包装(パッケージ)正面の右上」での表示が難しいときは、「包装(パッケージ)正面」のどこかに表示する。

(注1)「包装(パッケージ)正面」は、店頭で消費者が見る一番大きな面

(注2)「包装(パッケージ)正面」のほか、「包装」の複数個所に対象年齢を表記することは自由である。

(なお、この場合、「包装正面」以外の対象年齢の表示には、別表Ⅲの要求事項は適用されない。)

- (2)「包装(パッケージ)正面」に記載できない場合(「包装」が小さく、「正面」の面積が不足する場合には、「包装」の「側面」、「上面」又は「裏面」に記載しても良い。

(どうしても「底面」にしか記載できない場合は、「底面」に記載しても良い。)

- (3)「ブリスター」「ヘッダー」等の「包装」(パッケージ)も「正面」に表示することを原則とする。

「ヘッダー」と「箱」等を組み合わせた「包装」(パッケージ)は、そのいずれかに対象年齢を表示することで良い。

- (4)「包装」(パッケージ)無しに販売する商品は、「玩具本体」、「ディスプレイ・ボックス」(箱又は台紙)、「タグ」、「リーフレット」(「包装」に該当しないプラスチック袋に同梱されるもの)、その他これらに類するものの何れかに表示する。

### 3. 対象年齢表記のサイズ

- (1) 対象年齢表示のサイズは、下記とする。

表示面の面積	対象年齢表示の大きさ(文字高)
面積が A3(297×420mm)以上のもの	18 ポイント以上(6.30mm 以上)
面積が B5(182×257mm)以上、A3 未満のもの	14 ポイント以上 (4.90mm 以上)
面積が B5 未満のもの	7 ポイント以上 (2.45mm 以上)

1 ポイント(JIS Z8305) = 0.35mm

(注1) 表示の大きさに、ルビは考慮しない。

(注2) 立体のものにあつては、面積は投影面積とする。

- (2) 対象年齢表示の近傍に、意図して目立たせた「会社ロゴ」「商品ロゴ」がある場合、当該「会社ロゴ」「商品ロゴ」は、大きさが、対象年齢表示より大きいても良い。

- (3) 対象年齢表示の近傍に、対象年齢に関係しない「メッセージマーク」などがある場合には、対象年齢表示は、それらと同等か又はそれらより大きくなければならない。

対象年齢に関係しない「メッセージマーク」の例：

「2～3 人用」「プレイ時間 40 分」「〇〇社編集部監修」  
「AC アダプター別売り」「電動式」「電池不用」

### 4. 対象年齢表示の色など

対象年齢表示は「囲み罫」(線付き)又は「アタリ罫」(線無し)とし、年齢表記の個所の背景色は必ず単色とする。

(例) 背景色が白の例

3 才以上

フォント、文字の色などは、指定はない。

## 4. 施行日及び経過措置について

- (1) 改定は、平成 30 年 5 月 30 日付。なお、ST マーク制度での実施については、平成 31 年 1 月 1 日以降に ST 検査申請のあった商品から適用する。
- (2) ST マークの更新商品については、適用開始日から 2 年間、改定前の ST 基準を適用することができる。